

堺市健康増進に関する懇話会 開催要綱

平成31年4月1日制定

1 目 的

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき策定した堺市健康増進計画等について、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市健康増進に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 堺市健康増進計画の推進に関する事項
- (2) 地域保健と職域保健の連携の推進に関する事項
- (3) アルコール健康障害対策に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する20人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係団体から選出された者
- (3) 労働者の健康管理に関係する活動を行っている団体から選出された者
- (4) アルコール関連問題に関し優れた見識を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間

令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間とする。

7 庶 務

懇話会の庶務は、健康医療推進課において行う。